

142号

58/1

広報 しんち

12月1日現在
()内は前月比

🏠	2,003世帯 (+3)
♂	4,360人 (-1)
♀	4,500人 (+8)
合計	8,860人 (+7)



英知の結集で

住みよい

活力ある町づくり

新年あけましておめでとうございます。

稲作りに三年続きの不作はないとの言い伝えも、結果としては昨年も三年連続の不作に終わり、さらには台風十八号が被害をもたらすなど、多事多難な年でありました。

明けて昭和五十八年、景気が依然として低迷する中で、自治体としても国の行政改革にみられるように、ますます厳しくなることが予想されています。

こうした中で、町では調和と活力のある町をめざし、相馬地域開発の推進を柱に、各種の施策を進めていくことになりました。

相馬地域開発は、相馬港がエネルギー港湾として着々整備されるなかで、電源地帯工業団地として五十八年度に一部造成開始をめざしており、現在用地買収について地権者のかたがたとの話し合いを進めております。

一方、今月からは町内各所で町政懇談会が始まります。町民のみなさんの英知の結集で、住みよい活力のある町を築こうではありませんか。

写真 農業青年会議 (会長伊藤利喜夫 会員二十名) によるモチツキのプレゼントに、一足早い正月気分を味わう子供たち (12/15 新地保育所)



対話を基本に 堅実な一歩を

町長 荒 和 英

あけましておめでとうございませう。謹んで、新春のお喜びを申し上げますとともに、町政振興に対する町民のみなさまの日頃のご支援、ご協力に対し、心から感謝申し上げます。

昨年は台風十八号の被害や水稲の予想外の不作、また、景気が終始低迷するなど、大変厳しい情勢のまま新しい年を迎えることになりました。

今年も昨年同様、「猪突猛進」ということばがはじめるうかんでくるわけですが、町長就任以来はじめて迎える年であり、心をひきしめ荒海を乗り越え、「新地丸」を理想の彼岸に安着させる

年頭のあいさつ



町民生活のため 鋭意努力を

議長 宍戸 喜代治

あけましておめでとうございませう。新年を迎えるにあたり、みなさまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は、不順天候と台風十八号に見舞われ、道路河川をはじめ農作物等に大きな被害を受け、本町にとつては誠に厳しい年でありま

謹んで 新春のお祝いを 申しあげます。

新春を迎え、皆様のご健勝を心からお喜び申し上げます。新年にあたり、新たな決意をもって、相馬地域開発等明るく豊かな町づくりを力強く進める所存でございます。今後とも、町政進展のため、一層のご指導とご支援をお願い申し上げます。

昭和五十八年 元旦

- | | |
|-----------|-------|
| 助役 | 加藤 哲蔵 |
| 収入役 | 加藤 智記 |
| 教育長 | 小泉 洋一 |
| 総務課長 | 三国 孝之 |
| 税務課長 | 西方 市郎 |
| 住民課長 | 加藤 邦昭 |
| 水道課長 | 鈴木 一夫 |
| 企画開発課長 | 小野 義一 |
| 建設課長 | 荒 正芳 |
| 農政課長 | 田村 利夫 |
| 農業委員会事務局長 | 鈴木 義昭 |
| 議事会事務局長 | 横尾 富男 |
| 公民館長 | 目黒美津英 |
| 新地保育所長 | 荒 巖 |
| 外職員一同 | |



12月定例町議会 助役に加藤哲蔵氏を選任 人事案件など9議案を可決

▽…十二月定例町議会が十二月十七日から二十三日まで…
▽…での七日間の日程で開かれ、助役に加藤哲蔵氏を選任…
▽…任したほか一般会計補正予算など八件を原案通り可決…
▽…決しました。

◇助役を選任する
助役を選任するため議案に同意を求めたもので、加藤哲蔵さん(杉目 五十八歳)を選任しました。

◇老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例
二月から老人保健法が施行されることにより、老人医療費の支給制限がなくなるため、これまで所得制限で老人医療費を支給できなかったに對して町が助成してきた条例を廃止するものとする。

◇老人保健特別会計予算
六・七頁に掲載。



就任あいさつ

助役 加藤 哲蔵

輝かしい昭和五十八年の新春を迎え、衷心よりお祝いを申し上げます。

さて、私事、今回荒町長より助役に推挙をいただき、さる十二月の定例町議会においてご同意を得、ご承認を賜り、光栄の極みに存じております。

もとより、不敏不敏も顧みず、ご承諾を申しあげ、新年より就任

ずか一・一%の伸び率と発表され、地方行政をとりまく環境は一段と厳しさを増すものと思われ、このような時局に、この職務に

◇体育施設条例の一部改正

公民館グラウンド、町民総合運動場(陸上競技場、野球場)の使用等について規定するため、条例の一部を改正したものです。

なお、各施設の使用料は次のとおりです。

- 公民館グラウンド…二百円
- 陸上競技場…三百円
- 野球場…五百円

※町長が特別な理由があるとき、使用料の全部又は一部を減免することがあります。

◇新地町国土利用計画(素案)の策定

町の国土利用計画を策定するにあたり、議会の議決をえたものです。内容等については、四・五頁に掲載。

◇老人保健特別会計予算

つくことは、私にとつて誠に重責であり、このうえは、町民のみなさまの暖かいご指導とご支援をいただきながら、住みよい町づくりに精神誠意徹力を傾注してまいり所存でございます。

終わりにになりましたが、みなさまのますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。就任のあいさつと致します。

略歴—昭和四十七年五月、五十年四月農協監事、五十二年五月、五十二年四月農協理事、五十三年五月、農協組合長理事

その他の可決議案

- ◇障害に関する用語の整理のため、職員給与に関する条例等の一部改正
- ◇国民健康保険特別会計補正予算

水道管にも 冬じたくを??

間もなく本格的な冬がやってきますが、寒さのため水道管が凍結して水が出なくなったり、水道管が破裂する事故が増えてきます。本格的な寒さを迎える前に、水道管の冬じたくをすませておきましょう。

【凍結防止方法】

○立ち上がり管を保温材で巻く
発泡スチロール又は使い古した毛布などで、立ち上がり管を巻きつけて保温します。ただし、毛布を使用する時は、毛布がぬれないようビニールなどで覆いをする、凍結防止の効果があります。

○水抜き栓を設置する
工事費は、約一程度度かかりますが、凍結、破裂防止になります。

【凍結したとき】

凍結したときは、まず蛇口や管にタオル等を巻き、ぬるま湯から徐々に熱いお湯をかけて溶かして行きます。水道管が破裂したら、メーター箱のなかの止水栓を止め、応急処置をとってからの町の指定業者に修理を頼んでください。なお、止水栓が手でまわせないときは、破裂部分にタオルか布を巻き、水が飛ばないようにしてから修理を頼んでください。

(4) **水面、河川、水路**
水面、河川、水路は、本町が水資源に比較的恵まれない地域であることから、その保全をはかることと、さらに、将来の

(3) **原野**
原野は海岸線部分や森林内の動植物の生息に、重要な役割をもっている。将来的には、原野のもっている機能を生かし、その自然的環境の保全をはかっていくものとする。

(2) **森林**
森林は木材をはじめとする林産物の生産機能のほか、水源かん養、自然環境の保全、保健休養などの公益的な機能を持つものである。その重要性を十分認識し、多面的な活用をはかる。また、森林の機能が十分発揮されるよう植林や林道などの整備を進める。

(1) **農用地**
農用地は本町の主要な産業である農業の生産基盤であり、無秩序な都市開発によるかえり廃を防止するとともに、新たな農用地の開発を進める。また、生産性の向上をはかるため、農用地の有効利用と生産環境改善のための整備を積極的にはかる。

(5) **道路**
道路は町民の生活、生産活動の基盤となるものであり、その整備を積極的に推進する。一般道路については、既存の道路整備とともに、新たな都市開発に対応した道路整備と、そのための用地を確保する。

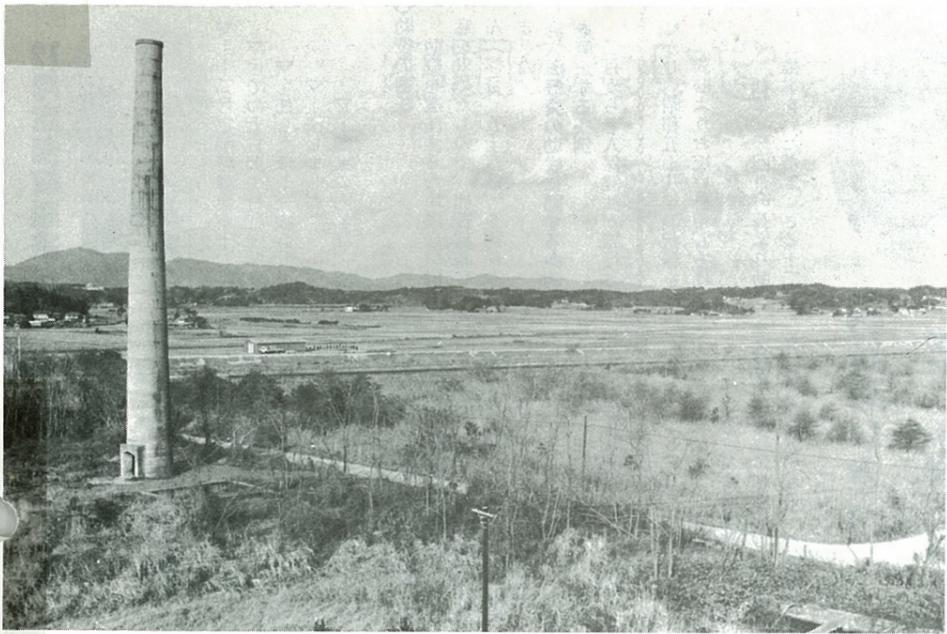
(6) **住宅地**
住宅地については、人口の定住化が進むに伴い、新たな宅地需要が発生するものと予想される。したがって、そのための用地の確保、整備をはかることと、道路などの基盤整備を推進する。

(7) **工業団地**
今後の町の産業構造を改革させる工業開発を積極的に推進するため、用地の確保及び関連基盤施設の整備を、周辺土地利用と調整をはかりながら行う。

(8) **公共施設用地**
その他の公用、公共施設用地については、定住化による人口の増加、また、町民の生活様式が多様化が予想され、生活環境改善のための文教施設、公園緑地、

町土の均衡ある発展をめざす

新地町国土利用計画策定



▲相馬地域開発中核工業団地予定地

一昨年九月から策定作業を進めていた町の国土利用計画が十二月議会に議決され、決定しました。
この計画は、国、県の国土利用計画を受けて、今後の町の土地利用の方向づけを決定したもので、今後町で策定する都市計画、農業振興地域にかかる整備計画等具体的な土地利用施策での基本となるものです。

策定作業は、これまで、土地利用に対する町民のみならずのアンケート（結果は広報五十七年四月号に掲載）や土地利用の現状分析に基づいて将来予測を行い土地利用計画案を作成、その後、各種団体や一般代表からなる振興計画審議会（会長加藤賢蔵、委員十四名）に諮問し、原案が適当であるとの答申を受けて、議会で提案したものです。

策定された国土利用計画では、基準年次を昭和五十年、目標年次を昭和六十五年として

① 国土利用の基本構想（土地利用の基本方針）

② 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

③ ②を達成するために必要な措置の概要
などをえがいていきます。

土地利用の基本方針

基本方針

国土利用計画では、まずはじめに町の土地がかけがえのない町民共通の資産であるとの認識に立ち、土地利用は「公共の福祉を優先

させ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展をはかることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない」としています。

そして、将来の土地利用を計画するに当たっては、「町土のもつ

厚生福祉施設、交通施設などの公共施設整備の需要が高まると考えられる。したがって、それらの施設の用地の確保をはかり、整備を推進する。

(9) 海岸及び沿岸海域

海岸及び沿岸海域については、漁業、運輸、また、レクリエーション活動の場など、極めて多面的な機能を有する空間である。また、自然の動植物にとっても重要な生息空間であり、各種用途の競合を調整し、自然環境の保全をはかりつつ、その利用を進める。

利用区分ごとの目標

目標

国土利用計画では、目標年次を昭和六十五年とし、目標年次にお

ける人口、世帯数をそれぞれ約一万三千人、約三千二百世帯（昨年十二月一日現在人口八千八百六十八人、二千三百世帯）と想定しています。

この想定は、相馬地域開発を考えない場合の将来人口及び世帯に、相馬地域開発による開発人口、世帯を加えたもので、昭和六十五年の中核工業団地の操業率を三〇%とし、開発により三千八百人、一千九百世帯が増えるとしています。

また、就業構造についても相馬地域開発の影響を考慮し、昭和六十五年の就業構造を別表一のように想定しています。

そして、これらの想定に基づき土地の需要を予測し、目標年次である昭和六十五年の利用区分ごとの目標を、別表二のように定めています。

就業構造の想定 (表1)

昭和65年			就業人口 6,900人
第1次産業	第2次産業	第3次産業	
1,440人 (20.9%)	3,070人 (44.5%)	2,390人 (34.6%)	就業人口 4,482人
昭和55年国調			
第1次産業	第2次産業	第3次産業	
1,557人 (34.7%)	1,627人 (36.3%)	1,296人 (28.9%)	

利用区分ごとの目標 (表2)

() 内は構成比

用途区分	昭和50年	昭和60年	昭和65年	
農用地	1,753ha (38.6%)	2,010ha (43.7%)	1,871ha (40.1%)	
	農地	1,741ha (38.3%)	1,998ha (43.4%)	1,859ha (39.8%)
	田	1,033ha (22.7%)	1,091ha (23.7%)	985ha (21.1%)
	畑	708ha (15.6%)	907ha (19.7%)	874ha (18.7%)
採草放牧地	12ha (0.3%)	12ha (0.3%)	12ha (0.3%)	
森林	1,704ha (37.4%)	1,547ha (33.6%)	1,404ha (30.1%)	
原野	24ha (0.5%)	24ha (0.5%)	24ha (0.5%)	
水面、河川、水路	121ha (2.9%)	179ha (3.9%)	203ha (4.4%)	
道路	178ha (3.9%)	205ha (4.5%)	215ha (4.6%)	
宅地	129ha (2.8%)	196ha (4.2%)	439ha (9.4%)	
	住宅地	114ha (2.5%)	169ha (3.7%)	207ha (4.4%)
	工業地	5ha (0.1%)	10ha (0.2%)	208ha (4.5%)
その他の宅地	10ha (0.2%)	17ha (0.4%)	24ha (0.5%)	
その他	644ha (13.9%)	441ha (9.6%)	511ha (10.9%)	
合計	4,553ha (100%)	4,602ha (100%)	4,667ha (100%)	

* 全体面積が増えるのは、相馬港による埋立てによる面積を見込んだことによるものです。

健やかな老後のための 老人保健制度が

2月1日から スタート



(写真) 寿大学でのゲートボール教室

70歳(寝たきりの人は65歳)

以上のかたみんなに適用

昨年八月成立した老人保健法が二月一日から施行され、七十歳(寝たきりの人は六十五歳)以上のすべてのおとしよりが、この新しい老人保健制度でお医者さんにかかることになる。

この制度では、これまで原則として無料となっていた老人医療費に患者の一部負担を導入、一方で誰もが健やかな老後をおくるため、壮年期からの健康管理をはじめとして、治療、リハビリテーションに至る総合的な保健事業を行うことにしています。

以下は、その制度のあらましです。

制度のあらまし

老人保健制度では、次の二つの事業を行います。

(1) 医療

七十歳(寝たきりの人は六十五歳)以上のおとしよりは、それまで加入していた医療保険の医療給付の対象からはずされ、すべてこの制度の医療を受けることとなります。

この制度では、七十歳以上の老人の医療に要する費用を、医療保険各制度からの拠出金と国・地方公共団体の負担で行うことにしています。

(2) 保健事業

この制度では、医療のほかに健やかな老後をおくるため、次のことを行います。

(ア) 健康手帳の交付

七十歳以上、および六十五歳以上の寝たきりの人には、これまでの老人医療受給者証にかわる健康手帳が交付され、これによって診療を受けることになりました。

健康手帳は、医者にかかったときの記録や健康診査の結果



果、あるいは日常の健康状態を記録し、医療と日常の健康管理に役立たせることにしています。

医療の対象者

70歳とは

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の属する月の翌月から開始されます。ただし、誕生日が月の初日であるときは、その月から開始されます。

つまり、たとえば二月二十日が誕生日であれば三月から開始され、二月一日であれば二月から開始されるということです。

寝たきりの状態の人とは

寝たきりの状態の人とは、表一に記載されている程度の障害にある人をいいます。

六十五歳以前から寝たきりの人は、六十五歳になった日の翌月、また、六十五歳以上で寝たきりになった人はその月の翌月(ただし、いずれの場合もその日が月の初日であればその月)から老人保健による医療が開始されます。

お医者さんのかかり方

※「健康手帳」と「保険証」を提示

お医者さんにかかる場合は、必ず「健康手帳」と「保険証」を、病院などの窓口で提示して診療を受けなければなりません。

これは「健康手帳」によって受給資格を、また、「保険証」によってどの医療保険の加入者かを確認するためです。

※医療機関の窓口の一部負担金を支払う

老人保健の医療を受ける人は、一部負担金を病院などの医療機関の窓口で支払うこととなります。

(1) 外来は月一回四百円

(2) 入院は一日三百円、二カ月限り(被用者保険本人の場合五十日限り)

外来で診療を受ける場合は、初診、再診を問わず、一つの病院、診療所に一カ月四百円の一部負担金を、最初の診療の日に支払うこととなります。

一カ月とは月(暦日)を単位の計算し、月の一日から終りの日までです。したがって、月の終わりの日に受診し、翌日の一日にも受診したような場合は、前の日も次の日もそれぞれ四百円を支払わなければならないなりません。

また、総合病院の場合、各診療科ごとに一カ月四百円を支払うこととなります。

入院は一日三百円、二カ月限り(被用者保険本人の場合五十日限り)入院の場合は、一日三百円ずつ支払います。ただし、同じ病院、診療所に二カ月以上入院したときは、二カ月(被用者保険本人の場合は五十日)を超える期間については、一部負担金を支払う必要がありません。

入院中に七十歳の誕生日を迎え、老人保健の医療に切り替わった場合には、入院の初日から二カ月の支払い期間を算定します。したがって、切り替わりのときに二カ月上入院している人は、支払う必要がありませんし、



▲外来は月1回400円、入院は1日300円を負担

寝たきりの人の障害の程度 (表1)

障害の程度	障害の状態
1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
2	両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	咀嚼の機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びびとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

切り替わりのときに二カ月に残りの期間だけ支払えばいいこととなります。

医療費の支給

老人保健制度では、「健康手帳」と「保険証」を保険の医療機関へ持参し、一部負担金を支払えばいつでも診療を受けることができます。

ただし、次のような場合は、かかった費用を一時本人が立て替え払いをし、あとで町に請求することです。払い戻しを受けることにはなりません。

(1) 緊急に診療を受けなければならぬ場合に、近くにある医療機関がないなどの理由で、保険の医療機関以外の病院等で診療を受けたとき

健康手帳の交付申請を おこなってください

今まで使用していた老人医療費受給者証は、二月から無効となります。

二月からは、健康手帳を使用することになりますので、下記日程で手帳の交付を行います。忘れずお受けください。なお、老人医療費受給者証は、健康手帳を受

月日	場所	部 落 名	
		午前(9:00~12:00)	午後(1:00~4:30)
1月24日(月)	勤労青少年ホーム	大字福田	大字塚木崎 大字真弓
1月25日(火)	駒ヶ嶺公民館	菅谷、高田、藤崎 城内、原・相善	駒ヶ嶺町上ノ町、新町 富倉、浪民、今神干拓
1月26日(水)	役場住民室	新地町、中島、小川	岡、杉目
1月27日(木)	役場住民室	釣師、大戸浜、今泉	指定期日にこられなかった方

*持参するもの
保険証 印かん
受給者証 老人医療費

福島県の最低賃金

県内の「最低賃金」は、現在次のように決まっています。使用者は最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

番号	件名	最低賃金	除外賃金	効力発生年月日
1	福島県食料品製造業最低賃金	1日3,228円 (1時間404円)	精管手当 通勤手当 家族手当	57.12.31
2	福島県繊維産業最低賃金	1日3,203円 (1時間400円)	同 上	57.12.29
3	福島県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	1日3,345円 (1時間418円)	同 上	57.12.29
4	福島県出版・印刷・同関連産業最低賃金	1日3,356円 (1時間420円)	ただし、陶磁器・同関連産業及び清掃片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者は、8号に掲げる福島県最低賃金の適用を受ける	57.12.29
5	福島県窯業・土石製品製造業最低賃金	1日3,450円 (1時間431円)	同 上	57.12.29
6	福島県機械・金属製品等製造業最低賃金	1日3,367円 (1時間421円) 小型電動具又は手工具を用いて行う穴あけ・かきめ・巻線その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	同 上	57.12.29
7	福島県卸売業・小売業最低賃金	卸売業 1日3,351円 (1時間419円) 小売業 1日3,179円 (1時間397円)	同 上	57.12.31
8	福島県最低賃金	1日2,896円 (1時間362円)	上記の産業別最低賃金以外の産業に従事する労働者	57.10.13

(注) 最低賃金から除外される賃金は、上記除外賃金のほか、臨時に支払われる賞与、期末手当等のほか時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金も最低賃金の額に算入されません。

町では老人福祉対策の一つとして、身体や精神的な障害で一人で生活を送ることがむずかしいおとしよりのかたへ老人家庭奉仕員を派遣しています。

家庭奉仕員を派遣

なたきり老人などへ

スポーツ 制度の紹介

① 生活、身上に関する相談、助言
② 食事の世話、洗たく、掃除などの家事サービス

③ 老人の身のまわりの世話などを、必要な範囲で行っている。また、この制度では、低所得者世帯(所得税非課税世帯)だけに限って家庭奉仕員を派遣していましたが、昨年十月から制度が改善され、低所得者以外にも派遣できるようになりました。ただし、所得税非課税世帯については従来どおり無料ですが、所得税課税世帯の場合は有料となっております。なお、この制度に関するお問い合わせは、役場住民課へご連絡ください。

② 病弱で介護してもらおう人がいないひとり暮らしのかた、または老人世帯であつて特に派遣の必要が認められるかたなどです。

トピックス

トピックスは、町内での話題をカメラレポートするコーナーです。みなさんのまわりにある話題を、役場企画開発課までお寄せください。



スポーツ少年団剣道クラブが山元町と交流試合 スポーツ少年団の剣道クラブが12月12日、福田の勤労青少年ホームで山元町スポーツ少年団との交流試合を行いました。試合結果は次のとおり。▶個人戦——○小学生の部3位高野征子、角田義典 ○中学生の部2位小泉幸二 3位阿部雅英、小泉智一 ▶団体戦——○小学男子の部2位新地A、3位新地B ○同女子の部1位新地A ○中学生の部2位新地A



4保育所で保育発表会 保育発表会が12月4日浜、11日駒ヶ嶺、17日福田、18日新地の各保育所でそれぞれ行われました。この行事、4月に子どもたちが入所以来、これまでの保育成果を父兄にみてもらうことを目的にこの時期毎年行っているもので、つめかけた父兄も、子どもたちの楽器あそびや劇あそびなど、入所時とはうってかわった我が子の姿にさかんな拍手を送っていました。(写真=福田保)



駒小児童会が恵まれない人にと募金を寄贈 駒小児童会では恵まれない人にと校内募金をを行い、小遣いを出し合いながら集めたお金の一部八千八百二円を、十二月十四日、代表三人が役場を訪れ寄贈しました。

保健婦の健康メモ

家族の健康管理者 若妻自身の健康

昨年、家族をろって健康にすごされたかた、健康管理が思うようできなかったかたも、お正月を新たな気持ちで過ごされ、今年こそ家族をろって健康に過ごすことを願われたことと思います。

今年最初の健康メモは、母として、妻として、嫁として、職業婦人として、多忙な日常生活の中で家族の健康管理にあたる若妻自身の健康について考えてみたいと思います。

一、あなたは健康ですか ハイと元気よく答えられますか
健康の目じるしとして
○ よく眠れて朝のめざまがよい
○ 食事がおいしい
○ 日常生活が活動的である
○ 常に心が豊かである。
○ 自分の仕事に意欲が持てる
などをあげることができます。
また、健康をむしばむ生活要因としては
○ エネルギーのとりすぎ
○ 運動不足

二、健康な生活を過ごすために
健康法はただ一つではありません。日常生活の中で、次のことが無意識に実践できるようにすることが大切です。

○ 規則正しい生活を送る
○ 食事の基本を守る
○ 嗜好、食欲にあつた食事
でなく、健康保持のための食事をとる
○ ① 食事は十分時間をかけて、楽しみながら食べる
○ ② 新鮮な野菜を豊富に、バランスのとれた食事をとる
○ ③ 適度の運動と休養をとる
○ 年に一度は健康診断を受け

家族の健康管理者自身であるあなたが、心身ともに健康でなければなりません。
ストレス解消を上手にするいつもストレスがたまっていったのでは、家庭全体が暗くみんながゆううつになってしまいます。あなたの笑顔が家族の健康の源であることをお忘れなく……。

保健婦 中塚 文子

12月(15、16、17日)の不燃物収集状況(12月20日調べ)

収集場所	収集状況	収集できないゴミ			収集場所	収集状況	収集できないゴミ		
		出しおくれ	記名なし	分別不良等			出しおくれ	記名なし	分別不良等
作田公会堂前	完全収集				富倉公会堂前	完全収集			
作田農協倉庫前	完全収集				城内川部寿範宅東側				1
塚兵長塚智雄宅北側			2	1	駒町河原栄一宅前	完全収集			
釣師北畑水防倉庫前	完全収集	10			上ノ町大須賀氏の碑前	完全収集			
大戸浜公会堂入口	完全収集				新町遠藤商店前	完全収集			
今泉水防倉庫前			6		沢口公会堂前	完全収集			
今神公会堂前	完全収集				鉄炮町火の見前				1
藤崎公会堂前	完全収集				明地火の見前	完全収集			
浪民渡部馨宅東側	完全収集				大山田バス停前	完全収集			
中里荒力宅東側	完全収集				上真弓水神十字路	完全収集			
木崎目黒金兵衛宅前	完全収集				下真弓公会堂前	完全収集			
中島公会堂前				1	岡公会堂				3
町営住宅前				3	杉目公会堂	完全収集			
小川公会堂				4	菅谷公会堂	完全収集			
原相加藤末吉宅東	完全収集				高田公会堂	完全収集			

燃えないゴミの出し方

燃えないゴミ

空ビン、ガラス類、金属類、洗たく機、自転車、冷蔵庫、テレビ

② 家屋の解体残物、ブロック(コンクリート)、貝殻、燃えがら、農薬や毒物の入っている容器は収集いたしません。

③ ゴミの入れ物は薄いものでは作業上危険ですので、ダンボールか肥料袋を使用してください。

※ 部落によっては、記名なし、分別不良、対象外のものが見うけられますので、こうしたものを出さないようご協力をお願いします。

お知らせ



地元高校を育てよう

新地高校

生徒募集

新地実業補習学校(明治三十九年)にはじまり、相馬高等学校農業部等の変遷を経た新地高校は、火災で焼失した校舎も改築され、名実ともに県下有数の施設、設備を誇る近代的校舎に生まれかわりました。現在は普通科(定員四十五名)と家庭科(同四十五名)の二学科をもつ独立校として、知、徳、体を練磨し、生徒一人一人の能力と個性を最大限に伸ばさせ、社会の有為な人材を育成することを目標としています。

普通科は基礎学力の向上、一般教養を身につけさせることを目的とし、家庭科では日常家庭生活全般にわたる生活課題を、学習と体

験によって修得し、思いやりのある心、連帯感、奉仕の精神等を実践を通して育成します。

学校の雰囲気は家庭的で暖かく、近頃紙上を賑わしている校内暴力や非行等は、全く信じられないほどで、職員、生徒の相互信頼のもとに、明るく楽しい学園生活を送っています。

これまで多くの町民を育ててきた新地高校—経済的、時間的な浪費をさけて、地元高校へ入学しますます立派な高校に育てようではありませんか。

「わが家の家計簿」

体験談募集

貯蓄増強中央委員会と県貯蓄推進委員会では、次の要領で「わが家の家計簿」体験談を募集しています。

◇内容

- ◇募集期限 二月二十八日
- ◇入選及び賞金
 - 特賞五編：各五万円 ●優秀賞十編：各三万円 ●奨励賞三十五編程度：各一万円

ご寄付ありがとう

☆ 独立プロキネマ東京、のプロデューサーで、「典子は、今」の制作者でもある高橋松男さん(東京都在住)が12月19日、奥さんのリヨさん(沢口出身)とともに役場を訪れ、「典子は、今」の映画フィルムを町に寄贈されました。

この映画は、サリドマイド児・辻典子さんの出生から青春までをえがいたもので、多くの障害を乗り越え、1人の社会人として生きていく彼女の姿が、公開以来、多くの人達に感動を与えています。

町では今後、希望によりこの映画の鑑賞会を各地域や各種団体で行うことしておりますのでぜひご覧ください。

◇入選発表

六月、入選者に直接通知するほか、新聞、テレビ、ラジオで発表します。

◇送り先

県貯蓄推進委員会(福島市杉妻町二一六 県生活福祉部県民生活課内) 封筒の表面に「家計簿体験談」と明記のこと。

お気軽にご相談を...

高齢者無料職業紹介所の巡回相談

相馬市高齢者無料職業紹介所では、今月から毎月一回、高齢者の就職などの相談に応じる巡回相談を役場で行います。お気軽にご相談ください。

◇巡回相談日

- 毎月第二木曜日(当日が祝祭日のときは、翌日)
- 午前九時～十一時

◇相談場所

役場住民室
なお、今月の巡回相談は、十三日に行われます。

町長日記

荒 和英

- 十一月
- 21日 新地おどり会発表会
- 23日 福田婦人会による老人会との懇談会
- 24日 農政・建設関係町内視察
- 25日 相馬地域開発打合せ
- 26日 相馬方衛生組合特別委員会 町議会産業常任委員会
- 28日 県知事来相
- 30日 相馬地方町村長議長懇談会
- 十二月
- 1日 全国町村長大会
- 2日 鉄道建設協議会全国大会
- 4日 相馬地域開発地権者会との交渉会 福田地区代表者との懇談会
- 6日 町議会建設常任委員会
- 7日 町連合PTA新年度予算陳情
- 8日 県出先機関長との懇談会
- 10日 相馬地方広域市町村圏組合管理者会議 町議会相馬地域開発特別委員会
- 11日 準過疎地域町村振興協議会総会
- 12日 新地・山元町親善少年剣道大会
- 13日 国民健康保険運営協議会
- 14日 交通対策協議会
- 16日 農業委員会
- 17日 区長会
- 17日 定例町議会(～23日まで)

11月届出

▷出生(届出は14日以内に) おめでとうございます

弓岡 目町島師師浜泉町	下岡 杉新中釣釣大大今上	治雄 哲男範夫雄広実明夫	静春 達良正春義坂俊和	藤加藤 戸加藤 小野 小佐藤 奥砂八	加藤 水加藤 小野 小佐藤 奥砂八	藤加藤 水加藤 小野 小佐藤 奥砂八	加藤 水加藤 小野 小佐藤 奥砂八	加藤 水加藤 小野 小佐藤 奥砂八	加藤 水加藤 小野 小佐藤 奥砂八
-------------	--------------	--------------	-------------	--------------------	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------

▷死亡(届出は7日以内に) おくやみ申しあげます

加藤 丁 81	藤 ルメ 59	大 辰ヨ 70	渡 義雄 53	志 藤治 84	伊 菊 84
---------	---------	---------	---------	---------	--------

なお、今月の巡回相談は、十三日に行われます。